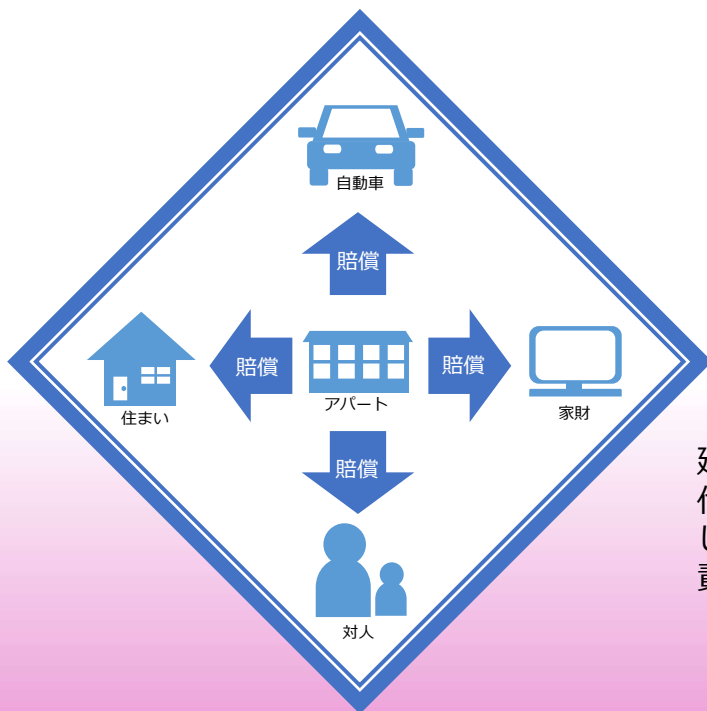




東京海上日動

Total assist 住まいの保険

建物管理賠償責任補償特約のご案内



ご存知
ですか？

建物の管理不備に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり、他人の物を壊したりした場合には、オーナー様が法律上の損害賠償責任を負う場合がございます。

「建物管理賠償責任補償特約」とは

建物の所有、使用、管理する施設に起因して事故が発生した際に、法律上の賠償責任を負担することにより被るオーナー様の損害を補償いたします。

もしもの賠償事故に備えて、「建物管理賠償責任補償特約」をおすすめします。

「建物管理賠償責任補償特約」は必要なの？

建物の火災保険は、所有している建物自体に損害が生じた場合に対応する保険です。

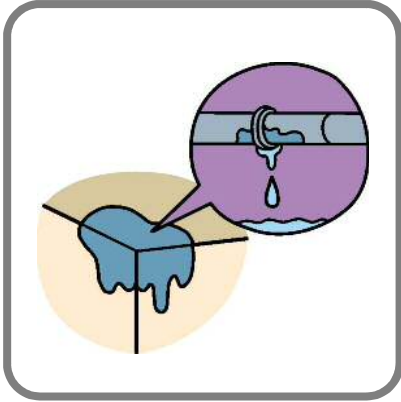
第三者への損害賠償責任を負った場合は、「建物管理賠償責任補償特約」に加入していないと補償されません。

（保険金をお支払いできないケースもございますので、詳しくは「重要事項説明書」および「ご契約のしおり（約款）」でご確認ください。



保険金をお支払いする主な事例

(賠償事例額ですが、あくまで参考となります。保険金のお支払いおよび金額をお約束するものではありません。)



配管の老朽化により、水漏れが発生し、入居者の家財を破損させてしまった。

賠償事例額：15万円



アパートの外壁がはがれ落ち、通行人にケガをさせてしまった。

賠償事例額：650万円



アパートの瑕疵が原因で共有部分からガス爆発が発生。部屋にいた入居者にケガをさせてしまった。

賠償事例額：480万円



管理の不備により、アパートから物体が落下し、近くを走っていた自動車を破損させてしまった。

賠償事例額：35万円

このちらしは「トータルアシスト住まいの保険」「建物管理賠償責任補償特約」の概要についてご紹介したものです。ご契約にあたっては必ず「重要事項説明書」をお読みください。「重要事項説明書」には、必ずご契約前にご理解いただきたい大切な情報を記載しています。また、詳しい補償内容については「ご契約のしおり（約款）」に記載していますので、必要に応じて東京海上日動のホームページ（www.tokiomarine-nichido.co.jp）でご参照いただくか、代理店または東京海上日動へご請求ください。ご不明な点がある場合には、代理店または東京海上日動へお問合せ下さい。

【お問い合わせ先・取扱代理店】

東建リースファンド株式会社
TEL:052-232-8087

【引受保険会社】

東京海上日動火災保険株式会社
担当：名古屋営業第二部営業第二課
TEL:052-201-2144